

神戸市立放課後児童クラブ 休会届／休会取消届

令和 年 月 日

神戸市長 あて

※入会申込書と同じ保護者の名前・住所（もしくは変更後の保護者）

保護者	フリガナ					電話番号	
	保護者 (入会申込者)						
	郵便番号			-			
	住所	神戸市 区					
児童	フリガナ		生 年 月 日				
	名前			平成	年	月	日
	入会している 放課後児童クラブ	<input type="checkbox"/> 児童館 <input type="checkbox"/> 児童館分室 <input type="checkbox"/> 学童保育コーナー <input type="checkbox"/> 学童保育コーナー分室					

※該当する項目にレ点を入れてください。

◆通常休会 ※通年上限2か月です。

通常休会をする場合（2か月を超える場合は、退会の手続きをしてください。）

休会月 (最大2ヶ月)	令和 年 月 ・ 令和 年 月
休会理由	

◆新型コロナウイルス感染症特別対応に係る休会 ※上限緩和対象です。

新型コロナウイルス感染症に関する下記理由にて休会する場合

休会理由 いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> ①兵庫県に、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置指定等が発令されている期間中、感染防止のため、利用自粛するため
	<input type="checkbox"/> ②新型コロナウイルス感染症に罹患、もしくは濃厚接触者・健康観察者に保健所より指定されたこと等を理由に利用自粛するため
	<input type="checkbox"/> ③新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出勤抑制等により、一時的に家庭で児童を見守ることが可能となったため

休会期間 ※必ずご記入ください。

月初から休会	<input type="checkbox"/>	令和 年 月
月途中で休会	<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 までの期間休会します。

※上記期間中利用がなかった場合、後半の月の利用料を返還いたします。

※休会期間中に1日でも利用があれば利用料が発生します。

◆休会取消届：既に届出済みの休会届を取り消す場合

下記日程より利用再開するため、休会の取り消しをします。

取り消す休会	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
利用再開日	令和 年 月 日

※利用料の引き落とし手続きを中旬に行うため、届出が月の後半の場合、利用料が引き落とされることがあります。

(その際は、2～3ヶ月後に還付いたします)

※休会月を経過すると、利用は自動で再開されます。別途手続きは不要です。

再開時における延長利用は休会前の内容を引き継ぎます。

※ 運営者 確認欄	上記のとおり、申し出内容を確認しました。
	申し出の内容と児童の利用状況が相違ないことを確認しました。
	令和 年 月 日 上記内容確認済→ <input type="checkbox"/> ※法人又は施設のチェック必須

(注) ※運営者確認欄は記入しないでください。